（福岡地方裁判所判事補兼福岡家庭裁判所判事補・福岡簡易裁判所判事）同　酒井　英臣
（福岡地方裁判所判事補兼福岡家庭裁判所判事補・飯塚簡易裁判所判事）同　辻　由起
（福岡地方裁判所判事補兼福岡家庭裁判所判事補・小倉簡易裁判所判事）同　炭村　啓
（佐賀地方裁判所判事補兼佐賀家庭裁判所判事補・佐賀簡易裁判所判事）同　村松多香子
（福島地方裁判所判事補兼福島家庭裁判所判事補・会津若松簡易裁判所判事）同　金田　健児
（札幌地方裁判所判事補兼札幌家庭裁判所判事補・札幌簡易裁判所判事）同　渡邉　哲
（札幌地方裁判所判事補札幌家庭裁判所判事補・岩見沢簡易裁判所判事）同　小西　圭一
（旭川地方裁判所判事補兼旭川家庭裁判所判事補・旭川簡易裁判所判事）同　真鍋　浩之
判事兼簡易裁判所判事に任命する（各通）（十月十六日）

経済産業省

（商務情報政策局生活文化創造産業課長兼商務情報政策局文化情報関連産業課長）経済産業事務官　佐合　達矢
商務情報政策局文化情報関連産業課長の併任を解除する
（大臣官房付）同　柏原　恭子
商務情報政策局文化情報関連産業課長に昇任させる（以上八月十八日）
（大臣官房付）経済産業技官　橋本　正洋
（同）同　古瀬　利博
辞職を承認する（各通）（八月三十一日）
（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課長）経済産業事務官　片岡宏一郎
大臣官房付に転任させる
大臣官房秘書課大臣秘書官事務取扱に併任する（大臣官房秘書課大臣秘書官事務取扱）同　松山　泰浩
大臣官房秘書課大臣秘書官事務取扱の併任を解除する
（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部政策課長）同　髙科　淳
資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課長に併任する（以上九月三日）
経済産業事務官（大臣官房付）に採用する　豊國　浩治
辞職を承認する（九月五日）
（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部政策課長兼同部新エネルギー対策課長）経済産業事務官　髙科　淳
資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課長の併任を解除する　松山　泰浩
資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課長に転任させる（以上九月十一日）
（商務情報政策局情報経済課長）経済産業事務官　木村　聡
経済産業政策局調査課長に配置換する（大臣官房政策審議室企画官）同　佐野究一郎
商務情報政策局情報経済課長に昇任させる（経済産業政策局調査課長）同　村上　敬亮
大臣官房付に配置換する（以上十月一日）

岩手県

○教育委員会委員任命
坂本ゆり委員は、九月三十日任期満了し、十月一日次の者が任命された。
教育委員会委員　藤井　克己

群馬県

○教育委員会委員任命
清水和夫委員は、九月三十日任期満了し、十月一日次の者が任命された。
教育委員会委員　小池　啓一

長野県

新任期満了　旧　和田　恭良（副知事）（九月十三日）

仙台市

○人事委員会委員再任
松坂英明委員は、九月二十八日再任された。
○教育委員会委員任命
油井由美子委員は、十月五日任期満了し、同月六日次の者が任命された。
教育委員会委員　齋藤　道子

千葉市

○教育委員会委員任命
篠原ともえ委員は、九月三十日任期満了し、十月一日次の者が任命された。
教育委員会委員　小西　朱見
○人事委員会委員選任
大古場裕委員は、九月三十日任期満了し、十月一日次の者が選任された。
人事委員会委員　萩原三千雄

名古屋市

○教育委員会委員再任
野田敦敬委員は、十月一日再任された。

堺市

○教育委員会委員再任
才村純委員は、十月一日再任された。

広島市

○人事委員会委員選任
中岡隆志委員は、十月五日任期満了し、同月六日次の者が選任された。
人事委員会委員　松井　正治

官庁報告

官庁事項

国家戦略特別区域基本方針の一部変更について

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第５条第６項において準用する同条第３項の規定に基づき、国家戦略特別区域基本方針（平成26年２月25日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

第二の４の②のオ）中、「の活用状況及びその効果」を「及び課税の特例措置の活用状況並びにその効果」に改める。

第二の４の⑥のⅱ）のイ）のｂ）中、「規制の特例措置又は」を「規制の特例措置、」に改め、「金融上の支援措置」の次に「又は課税の特例措置」を加える。

第四の１の①中、ウ）の次に次のように加える。

エ）課税の特例措置

第五の２の②中、「場合には、」の次に「区域計画に、」を、「特定事業ごとに」の次に「、第四の１②イ）に掲げる事項として次のア）に掲げる事項を、第四の１②エ）に掲げる事項として次のイ）及びウ）に掲げる」を加え、「区域計画に以下の」を削る。

第五の２の③を次のように改める。

③　区域計画の認定条件

国家戦略特区支援利子補給金に係る区域計画の認定に当たっては、当該特定事業が法第２条第２項第２号の内閣府令に規定する事業に該当することを確認するとともに、第四の２②に定めるところにより、判断するものとする。

第五の２の③の次に次のように加える。

３．税制上の支援措置

①　国家戦略特区における課税の特例措置の趣旨及び概要

国家戦略特区において、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、以下の課税の特例措置を講じる。

ア）特別償却・投資税額控除

(a)　認定区域計画に定められた実施法人が、平成26年４月１日から平成28年３月31日までの期間内に、国家戦略特別区域法施行規則（平成26年内閣府令第20号。以下「施行規則」という。）第１条に規定する事業（注１）を行うために設備等を取得等して当該事業の用に供した場合には、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の10又は第68条の14及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、特別償却又は税額控除（法人住民税及び事業税については特別償却）を認める特例措置を適用できる。

（注１）法第２条第２項第１号に掲げる事業（規制の特例措置の適用を受けるもの）又は同項第２号に掲げる事業（法第28条第１項に規定する指定金融機関から当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを受けて行われるもの）に限る。